でんさい割引申込書(=電子記録債権割引申込書)

慰史崎太陽銀行 細中

会社	舌	八	囫	亚(IJ	御中	

申込人

						お客様ので	でんさいえ	ペット利	用者番	号
住 所										
氏 名						お名	客様の決済	百座情	報	
2 4						支店名			支	店
						普 通当座				
					_					
割引申込日	令和	年	月	日						
割引希望日	令和	年	月	日						

百万 千 円	申込金額	į	
	百万	F	円

資 金 使 途

(金額頭部に ¥ マークをお書きください。)

申込番号 (融資申込通知詳細の融資基本情報)									融資申込通知詳細			
												枚

(*申込書の訂正はできません。再度申込書をご提出ください。)

- ・上記融資申込番号に基づき、裏面の約定を承諾のうえ電子記録債権の割引を申込みます。
- ・貴行を譲受人として譲渡・分割譲渡記録請求手続きについては、貴行が定める期日までに、申込人自ら行うものとし、 当該記録請求には申込人を電子記録保証人とする保証記録を随伴させるものとします。
- ・貴行が、譲渡された電子記録債権を返還する場合は、株式会社全銀電子債権ネットワークが記録請求を制限していない 期間において、貴行を電子記録保証人とする保証記録が随伴しない譲渡記録によって行われることとし、当該記録請求 手数料は申込人が負担します。

融資基本口番				銀	行 使 用 欄 【処理区分】			
【決裁区分】	1. 支店長専決				該当に○	承認極度額(千円)	承認期限	適用金利(%)
該当に○	 本部申請 信用保証付 				1. 極度扱い			
						稟議番号	承認日	適用金利(%)
でんさい割	引実行日 令和	年	月	目	2. 個別扱い			

役席印 担当者印 債権照会表確認

※申込書は稟議ファイルに綴り込み保管する。

第1条(割引申込)

- 1 割引申込人(以下「申込人」といいます)は、上記各電子記録債権について、それぞれの債権額から貴行所定の割引料及び取立手数料を控除した金額にて割引を申し込みます。
- 2 申込人は、割引を申込むにあたり、上記電子記録債権の全部について、貴行に対する譲渡記録 及び保証記録(電子記録債権の債権額の一部の割引を依頼する場合には、分割記録、譲渡記録 及び保証記録)の請求を行います。
- 3 申込人は、貴行が電子債権記録機関に対し、上記電子記録債権に関して情報開示を求めること に同意します。
- 4 貴行が、上記電子記録債権の全部または一部について割引を承諾しないことによって、申込人になんらかの損害が生じた場合であっても、貴行は、その損害について一切責任を負いません。

第2条(効力発生日)

- 1 上記電子記録債権の割引(以下「本割引」といいます。)は、申込人に対する通知の有無にかかわらず、貴行が割引を決定した時にその効力を生ずるものとします。
- 2 貴行は、前項の決定後合理的期間内において割引金の支払日を定めることができます。

第3条(買戻し、相殺等)

- 1 上記電子記録債権についての買戻し、相殺その他本割引に関する事項は、銀行取引約定書その他貴行と申込人との間で定めた約定に従います。
- 2 申込人は、上記電子記録債権について別に差し入れた銀行取引約定書第4条3項【担保】の規定が適用されることを確認します。

第4条(電子記録債権の返還)

- 1 貴行は、いつでも保証記録を付さない譲渡記録によって上記電子記録債権の全部または一部を 申込人に返還することができます。この場合において、申込人は、当該譲渡記録について異議を 述べず、かつ、当該譲渡記録の手数料は、申込人が負担します。
- 2 貴行が割引を承諾しない場合であっても、貴行は、上記電子記録債権の電子記録名義人であったことに関し、申込人に対して利息の支払その他の一切の支払義務を負いません。

第5条(電子記録保証債務の期限の利益の喪失)

申込人は、電子記録債権の債務者が銀行取引約定書第5条第1項に掲げる事由の一つにでも該当した場合、上記電子記録債権の電子記録保証債務に係る期限の利益を失うものとします。

第6条(合意管轄裁判所)

本契約につき紛争が生じた場合、貴行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上